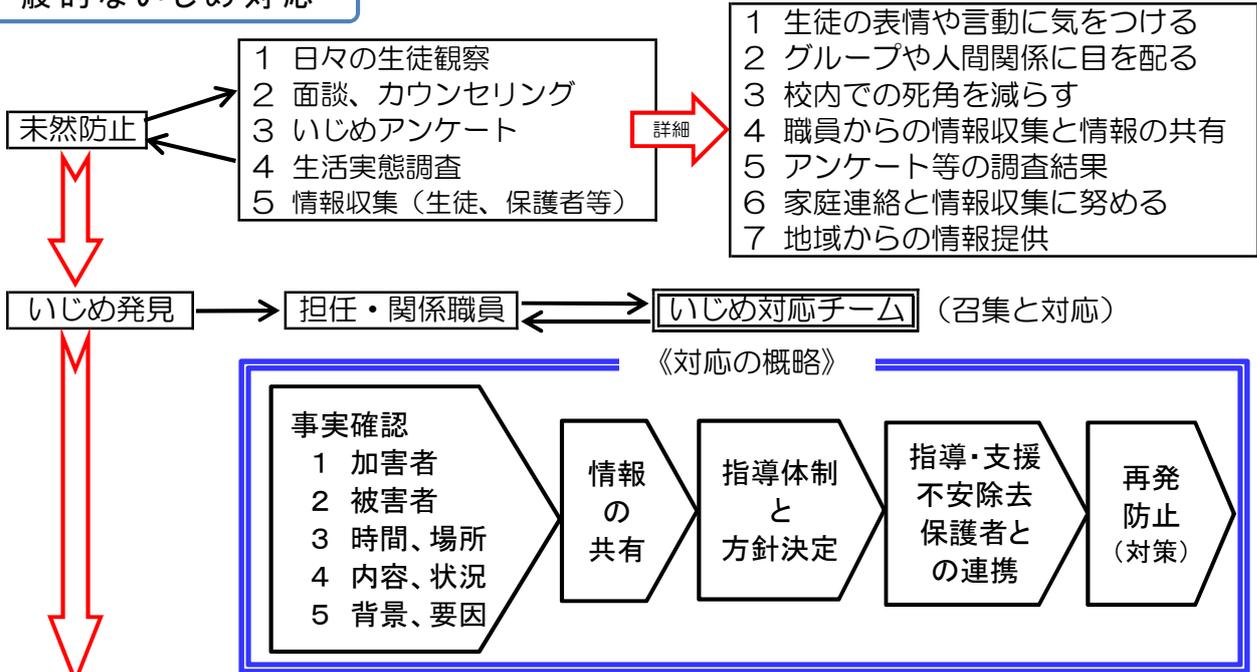


# 《 いじめ防止の指導体制 》

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合には、「いじめ対応チーム」を中心に組織的に対応する。特定の職員がひとりで抱え込んだりすることなく、学年や学校全体で対応することとする。

また、「チーム」は迅速な対応を心がけ、情報を得た段階で方針を決定し、取り組むこととする。ただし、重大事態や加害者および被害者の意識にずれのある場合、ネット関連や保護者対応のトラブル等が生じた時には、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上で慎重に対応する。

## 一般的ないじめ対応



**被害者対応：** 共感による心の安定を図り、具体的支援内容を提示することで、最終的には「いじめ」を克服する力を付けさせる。

**加害者対応：** 決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をするとともに、継続的に必要な指導をその都度行う。

**保護者対応：** 速やかに正確な事実を伝え、今後の対応について保護者の思いを聞いたうえで、誠意ある対応を行う。（信頼関係の再構築をモットーに…）

**クラスへの対応等：** 当事者だけの問題とせず、学級や学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止するための方向転換を促し指導する。

※状況に応じ → **その他の取り組みとして…**

- 【校内研修】
- ・ スクールカウンセラーを活用した職員研修
  - ・ 特別支援委員会との連携と研修
  - ・ 情報モラルの研修
  - ・ 人権教育の研修 など
- 関係機関等との連携**
- ・ 兵庫県教育委員会
  - ・ 地元警察署
  - ・ 管轄の青少年本部
  - ・ スクールソーシャルワーカー など